

鹿児島県の公共工事等における遠隔臨場の試行 Q&A

Q1 県の業務用PCは、インターネットを利用した外部との電子会議や動画配信等の閲覧ができない。

発注者である県と受注者での映像と音声による双方向通信はそもそも不可能では。

A1 県の業務用PCは、インターネットを利用した外部との電子会議や動画配信等の閲覧ができないところであり、今のところ情報セキュリティの観点から、これらが緩和される見込みはないと聞いています。

一方、県公共3部では、設計金額2,000万円以上の工事でASP方式の情報共有システム活用を原則化し活用推進に取り組んでおり、撮影した動画データファイルを情報共有システムにアップロードすることで大容量となる「映像」でも相互に確認することが可能となっています。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、遠隔臨場の積極的な活用を進める環境整備として、各所属へのタブレット配備を目指して予算を要求中または要求を検討しているところです。

Q2 映像と音声の双方向通信とは、どのようなものか。

A2 県では、映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認等」、「業務打合せ等」、「検査」を行うものとし、発注者が確認するのに十分な情報を得ることが出来る場合に、臨場に代えることが出来るものとしており、原則的には受発注者が映像と音声をリアルタイムで送受信出来る環境が必要となります。

しかし、本県の離島や山間部の一部地域では高速データ通信が可能な通信インフラが未整備である場合もあることや災害等により現場での臨場が困難な場合も想定されます。

このような現場でも遠隔臨場が可能となるように、『映像の双方向通信が困難な現場で、かつ、移動手段等の制約により適時適切な「段階確認等」の臨場が困難と見込まれる場合』や『発注者が利用する機器の環境により映像の双方向通信が困難な場合や、新型コロナウイルス感染症拡大防止に鑑み臨場を控えることが適当と判断される場合、ま

たは災害等の影響により臨場が困難と見込まれる場合』には、リアルタイムの映像の双方向通信が確保されなくとも情報共有システム等により動画データファイルを共有して受発注者が相互に確認することでも遠隔臨場と見なすこととしています。

この場合、あらかじめ「段階確認等」の検測位置や確認する内容に関して発注者が指示を行い、受注者はその指示に基づいて撮影した動画データファイルを情報共有システム等で発注者と共有し、相互に確認することで遠隔臨場と代えることができるとしています。

Q3 国の要領には、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用した「段階確認」と「立会」を行うとある。

ヘルメットに装着する専用のウェアラブルカメラは数十万円する高価な機器で、受注者の負担が大きいと共通仮設費の率に含まれているのか。

A3 県の遠隔臨場の試行では、遠隔臨場の活用を推進するため、ヘルメット等に装着する専用のウェアラブルカメラ等の高価な機器を準備しなくても、受注者が既に保有しているスマートフォンやタブレット等手持ちのモバイル端末を活用して遠隔臨場を行えることとしています。

現場における安全性の観点からウェアラブルカメラは有効な機器ですが、受注者の金銭的負担が大きくなることから、県の要領では「ウェアラブルカメラ」を表現として用いていないところです。

なお、遠隔臨場にかかる費用については、新型コロナウイルスの感染防止対策のための機器整備を除いて、共通仮設費の率に含まれているとの解釈になります。

Q4 要領で機器等の仕様が明確に示されていないが、映像と音声の双方向通信に別々の機器を使用してもよいか。

A4 県の遠隔臨場の試行で使用する機器等は、遠隔臨場での確認が可能であれば、受注者が保有しているスマートフォンやタブレット等のモバイル端末や情報共有システムを利用できるとしており、特に仕様等は明示していません。

ただし、寸法等の近景や遠景の映像での確認に支障がないことを

あらかじめ受発注者で確認することとしていますので、実際の使用機器による確認を確実に行ってください。

また、映像と音声の双方向通信は同一の機器でなければならないとは、規定していませんので、別々の機器を使用しても構いません。

Q5 発注者側も映像をリアルタイムで送る必要があるか。

A5 発注者側だけに限らず、担当者の顔や執務室等の様子を常に相手側に映像として提供する必要はありません。

不要な映像や必要以上に高画質な映像の提供は、遠隔臨場の試行で想定している一般的な通信契約でのデータ容量を大きく超えることになり、通信速度の制限や過度の費用負担を受注者に強いることにも繋がることから、映像による確認を要しない状況では映像の通信を停止することを推奨します。

本県の遠隔臨場の試行は、細かい仕様や手法を設けずに受発注者の手持ちの機器で遠隔臨場を始めることができるようにしました。情報共有システム活用推進と併せて、「受発注者相互の働き方改革」や「新しい生活様式の導入」を推進するためのツールの1つとして、それぞれが使いやすい手法で遠隔臨場の試行に積極的に取り組んでいただけることを期待します。